

平成27年度権利擁護・相談支援部会報告

1. 経過

権利擁護・相談支援部会は、相談支援事業所など関係機関がネットワークを形成して、障害児者の権利擁護や虐待防止対策を協議するとともに、事例検討を通じて課題を共有し、解決への支援方策を協議する部会です。平成27年度は、権利擁護・相談支援部会委員3名に3名の臨時委員を加えた6名の委員で、今まで4回の専門部会と2回の作業部会が開催されました。

今年度は、地域生活を支えるネットワーク作りを目標とし、一つの手段として、権利擁護の観点から、障害者に対する虐待の防止について焦点を当てて取り組みました。

その具体的な取り組みとして、作業部会にて、自立支援協議会委員だけでなく、相談支援事業所の職員及び市内の福祉施設職員向けに研修を実施しました。

また、計画相談支援を実施するにあたっての地域の課題を相談支援事業所連絡会¹でアンケートを実施し、部会に報告しました。

2. 研修について

第1回『支援とは何かを考える～障害福祉サービス提供での虐待を防止するためには～』

講師：岸川 学（神奈川県立保健福祉大学助教、権利擁護・相談支援部会長）

平成27年9月3日（木）17時半～19時 鎌倉市役所 本庁舎 402会議室

出席者：30名

自立支援協議会委員、相談支援専門員、サービス提供事業者（グループホーム、生活介護、自立訓練、就労継続支援B型、居宅介護、放課後等デイサービスの管理者及び支援員）、障害者福祉課職員

支援という行為によって生じる力の関係と虐待との関連を考察することで虐待の構造を明らかにし、虐待防止のために必要な具体的な心構えや行動等について、障害者虐待のデータや講師の実体験を交えながらの講義が行われました。

サービス提供者がやるべきこととして、「支援」においては支援をする側と必要とする側に必ず力関係が生じること、「本人」にはなぜそのサービスを利用しているということを常に意識した上で、器質的な特性を理解し共有する、本人が安定した状況を再現するなど、本人を中心とした支援を考え、行っていくことが挙げられました。

第2回『支援困難に感じる～虐待に繋がらないために～』

講師：岸川 学

平成27年11月19日（木）17時15分～19時15分 鎌倉市役所 本庁舎 402会議室

出席者：20名

自立支援協議会委員、相談支援専門員、サービス提供事業者（グループホーム、就労継続

¹ 相談支援事業所連絡会：月に一度相談支援専門員のスキル向上のために、事例検討を実施したり、関係機関から事業の説明等を受けることにより知識を得たり、連携強化を図っている。

支援B型、生活介護の管理者及び支援員)、障害者福祉課職員

意思疎通が難しい(コミュニケーションをとることが難しい)障害者体験を通し、障害者に対する適切な支援の方法についてグループで検討し、それぞれ発表しました。

※障害者体験(2種)

a)グループの中で一人が支援者役となり、その他のメンバー(障害者役)からは見えないよう、背を向けて、紙に予め描いてある図を口頭で説明。障害者役は支援者が説明したとおりに図を描いていく。支援者からの説明は2回実施し、1回目は一方的に支援者役が障害者役に説明を行い、2回目は障害者役からの質問も受け付けながら説明をし、その後答え合わせを行った。

b) aと同様に障害者役が支援者役からの口頭のみでの説明で図を描く。その説明が進む中で、有名キャラクターが描けることになるが、最後に書き加える「線」を指示された段階で、障害者役に戸惑いが生じる。イメージーションの共有化が大切であり、固定観念が必ずしも、共通理解に至らないことを体験。

支援者側が障害者に対し、一方的に関わりがちとなっている現状と、支援するとは、相手の様子を確認し、評価することであるということが改めて認識できました。

その後、支援の困難さ、解決が難しい事例、事業所において工夫していることをテーマにグループで話し合いました。

発表の中で、通報後の対応が不明確であり、通報すること事態にためらいを感じている、児童虐待と比べて、システム化されておらず、対応がスムーズではないというような制度の在り方や虐待防止センター(市)の在り方が問われました。また、支援者として、家庭内で起こっていることに対して介入することの難しさや、「放っておいて欲しい」という当事者に対してどう関わっていったらよいかというような意見が出されました。

支援者自身の心に余裕がなければ、虐待のリスクが高まること、日頃、利用者に対して信頼関係を築くこと、出来ないことに着目するのではなく、出来ていること、本人の状態が良い時の記録を積み重ねることが、生活支援に繋がるということを学びました

作業部会を通して、今まで自立支援協議会とあまり関わりのなかった方とも支援の仕方や虐待について意見交換が出来、とてもよかったとの感想がありました。

アンケート(感想)については、別紙1のとおりです。

3. 相談支援事業所連絡会からの報告

相談支援事業所連絡会において鎌倉市の地域の課題について、以下のとおり、意見が出ました。昨年度の連絡会で挙げた課題で重複しているものを合わせて報告します。専門部会では、相談支援事業所連絡会からの課題は、地域の実態を把握し、問題点を整理して障害者福祉計画推進委員会にもあげていきたいという意見がありました。

カテゴリ	意見・課題	昨年度の課題(※内容が重複しているもの)
------	-------	----------------------

分析、仕組み	・地域ごとの特性等の分析がなされておらず、経験、実務上から出ているものになっている。数値化等可視化できる資料作りの必要性がある。	・地域性、障害者の分布、障害の種別、年齢等基本状況を調査し、把握することが必要。地域特性を掴み、計画を作成する必要がある。(サービスの調整に困難な要素が、地域に潜在的にある)
分析、仕組み	・地域での情報の共有、ネットワーク化が進んでいない。	
分析、仕組み	・支援困難事例：問題の多重化が一番である。	
社会資源	・緊急対応の短期入所探し、対象となるステイ先が限定されている。	・重度障害者（重心含む）の必要時に対応出来る入所施設は非常に限られた状況である。緊急時の対応はほとんど不可能に近い。
社会資源	・放課後等デイサービスがどんどん立ち上がっているが、肢体不自由児の受け入れ先がない。	
社会資源	・重心の方が来春養護を卒業するが、受け入れ先がなくとても困っている。(送迎が必須)	・重度障害者（重心含む）の必要時に対応出来る入所施設は非常に限られた状況である。緊急時の対応はほとんど不可能に近い。
社会資源	・グループホーム(特に中度～重度)が少ないと思う。将来的に希望されているサービスとして、施設入所支援より共同生活援助を希望している利用者が多いので増やして欲しい。	・身体障害、精神障害、重度知的障害者のためのグループホームが不足している。
社会資源	・移動支援を利用されている方の時間帯が重なり、サービスを支給されても新規の方が利用できない現状がある。	・移動支援事業所（ヘルパー）の数が不足している。
社会資源	・重度の身体障害児者や重心については、利用できる社会資源が少ない（通所、在宅介護などすべての面で）。緊急時における対応も当然選択肢が少なくなる。	・常時医療ケアのある重心児対象の社会資源の不足。(放課後等デイで常時医療ケアの必要な子どもを受入れることが出来る事業所が市内にない。短期入所の受け入れ可能先が限られている) ・重度障害者（重心含む）の必要時に対応出来る入所施設は非常に限られた状況である。緊急時の対応はほとんど不可能に近い。

高齢化、高リスク	・両親の高齢など、家族としての生活単位が維持できなくなる要因が多くなり、いつ破たんしても不思議でない家庭が増えている。	・家族、障害者本人の高齢化。親に持病があったり、実の親の介護で多重介護をしている家庭もある。近い将来、家庭での介護が破綻してしまうのは時間の問題であり、その対応は喫緊の課題である。
分析、仕組み	・実態の把握と、具体的な数字に基づくサービスの在り方（具体的な数）の再検討が必要。	
分析、仕組み	・計画相談を進めるにあたり、医療やサービス提供事業所、相談支援事業所の中に温度差があるように感じる。	・計画相談について、相談支援事業所とサービス提供事業所に温度差があるように感じている。
分析、仕組み	・計画作成導入までの流れや導入後の手順について、関係機関で共有できる機会があるといいと思う。（精神保健分野での）	
社会資源	・常時医療ケアのある方の放課後等デイサービスの受け入れ先が市内になく、他市の事業所に頼らざるを得ない。	・常時医療ケアのある重心児対象の社会資源の不足。（放課後等デイで常時医療ケアの必要な子どもを受入れることが出来る事業所が市内にない。）
社会資源	・看護師等医療職が常時配置されていて医療ケア（吸引・注入等）が実施できるデイの事業所が市内にないので、重心の児童の保護者ニーズに応えることが難しい。（他市事業所に頼みこんで受け入れてもらっていたりするケースもある。）多機能型で重心対応できる事業所があるとよい。	・常時医療ケアのある重心児対象の社会資源の不足。（放課後等デイで常時医療ケアの必要な子どもを受入れることが出来る事業所が市内にない。）
子ども	・障害の早期発見・早期支援の開始によりサービスの利用開始も低年齢化していると思う。サービス利用により保護者の負担軽減ははかれるが、保護者が本人と家庭で生活できるための支援をしないと、家庭で親が子どもを見れないということになってしまう。ペアレントプログラムなど含めた親を育てる支援が大事。	・市内に放課後等デイサービスの事業所は増えたが、母子の愛着関係をしっかりとつけたいときに福祉サービスの切り売りにならないようにしたい。

子ども	・通常級に在籍する発達障害のグレーゾーンの児童のサービス利用も少しずつではあるが増えている。グレーゾーンの児童は、法内サービス以外の社会資源も有効なので、そのような社会資源を相談支援事業所相互で情報交換や情報提供できるとよい。(情報バンク的にデータの蓄積ができるとよいのでは。)	
子ども	・放課後等デイサービス事業所の数の拡大に伴って、「場所があるなら利用しよう」といった向きもみられ、本来の利用目的からやや逸脱したケースも散見される。利用目的やニーズからスタートし、それに社会資源である事業所を充てていくといった流れが本来の姿ではないかと考えている。	・市内に放課後等デイサービスの事業所は増えたが、母子の愛着関係をしっかりとつけたいときに福祉サービスの切り売りにならないようにしたい。
社会資源	・入所、GHはいつも不足している。又GHは空きがあっても支援が不可能とのことで、断られることが多い。	・身体障害、精神障害、重度知的障害者のためのグループホームが不足している。
社会資源	・移動支援、行動援護の事業所が非常に不足している。事業所の中でも対応できる支援者が限られたりするので、更に狭き門となっている。	・移動支援事業所（ヘルパー）の数が不足している。
社会資源	・通所支援では、重度障害者（知的・身体）の受け入れ先を鎌倉で確保することが非常に困難。生活介護で重度の方や対応の難しい方を受け入れる認識のある事業所が少ない。	・重度障害者（重心含む）の必要時に対応出来る入所施設は非常に限られた状況である。緊急時の対応はほとんど不可能に近い。
社会資源	・入所施設が少ない。短期入所の期間も短い。	
社会資源	・安い金額でレンタルできる福祉用具があると良い。	
社会資源	・地活に送迎があると良い。(あるところもあるが少ない)	・生活介護事業所や短期入所先等へ行く手段として、送迎手段が確保されていれば、社会資源の利用の可能性が広がる。

社会資源の不足や、移動手段が確保出来ない中でサービスの利用調整をする相談支援専門員は、インフォーマルな支援等も考慮に入れながら、サービスを利用する障害児者がその人らしい生活を送るために必要な支援を組み立てなければならない状況にあります。そのために、関係機関とのネットワーク作りは重要です。

4. 平成 28 年度の権利擁護・相談支援部会の検討・協議内容

平成 27 年度、地域生活を支えるネットワーク作りを目標に、作業部会を通じて、関係機関とのネットワーク形成は「虐待防止」をキーワードに行えたかと思えます。

相談支援事業所連絡会からの地域の課題として抽出されたもの（社会資源の不足や仕組み作り）については、今後、協議会においてその課題に対し、どのように評価し、議論を深めていくか検討も必要です。

来年度は、障害児者の生活を支えるネットワークを広げていくのにあたって、医療との連携が必要であるとの声が多く、具体的にどのような連携が求められるのかを医療側の意見も併せて聞きながら、検討していきたいと思えます。また、障害者差別解消法についても、当部会において検討することも視野に入れていきたいと思えます。